令和８年１１月１７日

ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ株式会社に対し、同社が供給する買取サービスに係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第５条第１号（優良誤認）又は同条第２号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

１　違反行為者の概要

名　　称　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ株式会社
（以下「ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ」という。）
（法人番号 8020001160032）
所 在 地　横浜市中区新山下三丁目４番７号藤木企業新山下第一倉庫
代 表 者　代表取締役　西薗　樹
設立年月　令和６年１１月
資 本 金　１億円（令和８年１１月現在）

２　措置命令の概要

⑴　優良誤認表示

ア　対象役務

(ｱ)「楽器の買取屋さん」と称する屋号で提供する楽器等の買取サービス（以下「本件役務①」という。）

(ｲ)「オーディオの買取屋さん」と称する屋号で提供するオーディオ等の買取サービス（以下「本件役務②」という。）

(ｳ)「カメラの買取屋さん」と称する屋号で提供するカメラ等の買取サービス（以下「本件役務③」といい、本件役務①及び本件役務②と併せて「本件３役務」という。）

イ　対象表示

(ｱ) 表示の概要

ａ　表示媒体

(a)「楽器の買取屋さん」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト①」という。）

(b)「オーディオ買取専門店　オーディオの買取屋さん」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト②」という。）

(c) 「カメラの買取屋さん」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト③」という。）

b　表示期間

別表１「表示期間」欄記載の期間

c　表示内容（表示例：別紙１から別紙３）

例えば、本件役務①について、自社ウェブサイト①において、令和７年５月１日から同月１１日までの間、「楽器なんでも出張高価買取　壊れていても買取ます！」等と表示するなど、別表１「対象役務」欄記載の役務について、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般消費者がＵＮＩ　ＳＯＵＮＤによる買取りを希望する楽器、オーディオ、カメラ等について、その状態等を問わず、何でも買い取るかのように示す表示をしていた。

(ｲ) 実際

一般消費者がＵＮＩ　ＳＯＵＮＤによる買取りを希望する楽器、オーディオ、カメラ等のうち、相当程度について、その状態等を理由に、買取りを行っていなかった。

⑵ 有利誤認表示

ア　対象役務

本件３役務

イ　対象表示

(ｱ) 表示の概要

a　表示媒体

自社ウェブサイト①、自社ウェブサイト②及び自社ウェブサイト③

b　表示期間

別表２「表示期間」欄記載の期間及び令和７年５月１日から同月１３日までの間

c　表示内容（表示例：別紙１から別紙３）

(a) 例えば、本件役務①について、自社ウェブサイト①において、令和７年５月１日から同月８日までの間、「１週間限定！お早めに！　ゴールデンウィークＧＷ限定　買取金額３０％ＵＰ　５月１日～５月８日まで」と表示するなど、別表２「対象役務」欄記載の役務について、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「表示内容」欄記載の期間に一般消

費者が本件役務①又は本件役務②の提供を申し込んだ場合には、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取るかのように表示していた。

(b) 本件役務③について、自社ウェブサイト③（別紙３）において、令和７年５月１日から同月１３日までの間、「３０％ＵＰ　プロの査定員だからできる３０％ＵＰキャンペーン！」と表示することにより、あたかも、一般消費者が本件役務③の提供を申し込んだ場合には、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取るかのように表示していた。

(イ) 実際

ａ　前記(ア)ｃ(a)の表示について、ほとんど全ての場合において、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取っていなかった。

ｂ　前記(ア)ｃ(b)の表示について、全ての場合において、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取っていなかった。

⑶　命令の概要

ア(ア) 前記⑴イ(ア)の表示は、前記⑴イ(イ)のとおりであって、それぞれ、本件３役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(イ) 前記⑵イ(ア)の表示は、前記⑵イ(イ)のとおりであって、それぞれ、本件３役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ　再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ　今後、同様の表示を行わないこと。

【問合せ先】
消費者庁表示対策課
電　話：０３（３５０７）９２３９
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/

別表１

対象役務	表示媒体	表示期間	表示内容
本件役務①	自社ウェブサイト①	令和７年５月１日から同月８日までの間	・「楽器なんでも出張高価買取　壊れていても買取ます！」 ・「一般家庭にあるものからお店・音楽スタジオのも、なんでも買取対応いたしますので、迷われているなら一度お電話ください！」 ・「不要な楽器や汚れてしまった楽器など何でも高価買取致します。」 （別紙１）
		令和７年５月９日から同月１１日までの間	同上
		令和７年５月１２日から同年６月４日までの間	・「一般家庭にあるものからお店・音楽スタジオのも、なんでも買取対応いたしますので、迷われているなら一度お電話ください！」 ・「不要な楽器や汚れてしまった楽器など何でも高価買取致します。」
		令和７年６月５日から同月１０日までの間	・「一般家庭にあるものからお店・音楽スタジオのも、なんでも買取対応いたしますので、迷われているなら一度お電話ください！」
本件役務②	自社ウェブサイト②	令和７年５月１日から同月８日までの間	・「Ｑ　壊れていても大丈夫ですか？　Ａ　はい、もし他店で断られてしまった壊れているオーディオであっても、高価買取させていただくことができますので、諦めずに当店にお問い合わせください。」

対象役務	表示媒体	表示期間	表示内容
			・「不要なオーディオや汚れてしまったオーディオなど何でも高価買取致します。」 （別紙２）
		令和７年５月９日から同月１２日までの間	同上
		令和７年５月１３日から同年６月１１日までの間	・「不要なオーディオや汚れてしまったオーディオなど何でも高価買取致します。」
本件役務③	自社ウェブサイト③	令和７年５月１日から同月１３日までの間	・「カメラなんでも出張高額買取　壊れていても買取ます！」 ・「最後まで諦めない　壊れていても買取いたします！ジャンク品、フィルムカメラ大歓迎！！」 ・「壊れていても買取ＯＫ」 ・「不要なカメラや汚れてしまったカメラなど何でも高価買取致します。」 （別紙３）
		令和７年５月１４日から同年６月１０日までの間	・「カメラなんでも出張高額買取　壊れていても買取ます！」 ・「壊れていても買取ＯＫ」 ・「不要なカメラや汚れてしまったカメラなど何でも高価買取致します。」

対象役務	表示媒体	表示期間	表示内容
		令和７年６月 １１日	・「壊れていても買取ＯＫ」 ・「不要なカメラや汚れてしまったカメラなど何でも高価買取致します。」

別表２

対象役務	表示媒体	表示期間	表示内容
本件役務①	自社ウェブサイト①	令和７年５月１日から同月８日までの間	・「１週間限定！お早めに！　ゴールデンウィークＧＷ限定　買取金額３０％ＵＰ　５月１日～５月８日まで」（別紙１）
		令和７年５月９日から同月１１日までの間	・「１週限定！　９日から１５日まで！！　買取金額が３０％ＵＰ」
本件役務②	自社ウェブサイト②	令和７年５月１日から同月８日までの間	・「１週間限定！お早めに！　ゴールデンウィークＧＷ限定　買取金額３０％ＵＰ　５月１日～５月８日まで」（別紙２）
		令和７年５月９日から同月１２日までの間	・「１週限定！　９日から１５日まで！！　買取金額が３０％ＵＰ」